

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

の一部を改正する条例（案）概要

1 適用区域の追加等

平成27年墨田区告示第20号により、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域に新たに追加されたE地区及びF地区について、当該地区の建築物の用途等の制限を定める。

		東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	
		E 地 区	F 地 区
建築してはならない建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの（個室付浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等の性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物）		
建築物の敷地面積の最低限度	60平方メートル		
	適用除外	公衆便所、巡査派出所等公益上必要な建築物の敷地として使用する土地	
建築物の高さの最高限度	28メートル	22メートル。ただし、東京都市計画高度地区による第3種高度地区の指定区域内における建築物の各部分の高さは、22メートルの範囲内で次のとおりとする。 (1) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲 当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下 (2) 当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲 当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下	

上記制限のほか、都市計画において「建築物等の形態又は色彩その他の意匠」に係る制限が定められており、建築物の外壁、屋外広告物については、街並みや周辺への景観的調和に配慮するとともに、原則として屋上には広告物、看板等を設置してはならないこととしている。

2 施行期日

公布の日

■ 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に新たに制限を定める地区

(併 註)

